

# 令和6年度 玉城町保育所入所案内



【お問い合わせ先】 玉城町保健福祉課  
〒519-0495  
三重県度会郡玉城町田丸 114-2  
TEL 0596-58-8203

## ● 保育所一覧

施設名	所在地	電話番号	開園時間	定員	対象年齢
田丸保育所	田丸 114-3	58-3077	7:30～18:30	240人	1歳～5歳
外城田保育所	蚊野 2216-22	58-3925	7:30～18:30	180人	0歳～5歳
有田保育所	長更 444-8	58-4411	7:30～18:30	100人	1歳～5歳
下外城田保育所	山岡 1464	58-4932	7:30～18:30	90人	1歳～5歳

※ 下外城田保育所には、認定こども園が併設されており、その定員は10人です。

※ 0歳児については、生後6か月を経過している必要があり、外城田保育所で受入れを行います。

※ 詳しい所在地については、玉城町ホームページの「町立保育所・認定こども園」ページにグーグル・マップのリンクがあるので、そちらでご確認ください。

## ● クラス年齢

クラス年齢	生年月日	
5歳児	H30. 4. 2～H31. 4. 1	2018. 4. 2～2019. 4. 1
4歳児	H31. 4. 2～R2. 4. 1	2019. 4. 2～2020. 4. 1
3歳児	R2. 4. 2～R3. 4. 1	2020. 4. 2～2021. 4. 1
2歳児	R3. 4. 2～R4. 4. 1	2021. 4. 2～2022. 4. 1
1歳児	R4. 4. 2～R5. 4. 1	2022. 4. 2～2023. 4. 1
0歳児	R5. 4. 2～	2023. 4. 2～

## ● 年度途中の入所について（※令和6年度途中入所希望の方は4ページもご確認ください）

年度途中の入所申し込みについては、保育所定員の空き状況に応じて対応いたします。受付は、入所希望日の6か月前からお申込みできます。入所の受付は、毎月20日締めで、翌月1日の入所になります。

また、空き状況等によっては、希望される保育所に入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、最新の保育所受け入れ状況については、各保育所までお問合せください。

## ● 保育料について

保育料は、児童の属する世帯の父母（父母以外が養育している場合はその方）の町民税の所得割額により算定します。3歳以上児（満3歳に到達した日の属する年度の翌年度から）および0～2歳児の住民税非課税世帯については、幼児教育・保育の無償化により、保育料は無料となります。別紙1の「保育料について」をご覧ください。

## ● 保育所とは

保育所は、保護者が働いている場合や病気などの理由で、家庭で保育ができない場合に乳幼児を保育する児童福祉施設です。

「集団生活を体験させたい」、「幼児教育の場として利用したい」、「下の子に手がかかる」、「遊ぶ場所がない」等の理由では利用できません。

## ● 保育所を利用できる方

玉城町に住民登録があり、保護者がつぎの事由のいずれかに該当するため、家庭で保育できないと認められる場合です。

	保育が必要な事由	保育必要量の区分
高 ↑ 保育の 必要性 ↓ 低	就労している場合(会社勤務、パートタイム、内職、自営業など)	就労時間による
	保護者の疾病または障がいがある場合	申請内容による
	同居または長期入院している親族の常時介護・看護の場合	申請内容による
	就学(職業訓練所等における職業訓練を含む)している場合	就学時間による
	産前産後8週間	保育標準時間
	震災、火災、風水害等での災害復旧に当たっている場合	保育標準時間
	求職活動(起業準備を含む)を行っている場合	保育短時間

※個別の内容によっては、保育の必要性の順序は前後する場合があります。

※上記の条件で申し込みをされても、つぎの場合は入所できない場合があります。

- ・申込内容に虚偽があった場合
- ・定員に余裕がない場合

※就労状況が変わって14日以内に届け出がない場合や届出内容が事実と相違した場合、認定の取消、認定決定の取消または退所になります。

※年度途中で世帯状況に変更があった場合(婚姻・離婚・死亡等)は、申し出により変更日の属する月の翌月(変更日が初日の場合は当月)から変更を行います。

※申込事由(就労、病気等)、勤務先や就労状況に変更があった場合は、証明書類提出日の属する月の翌月(証明書類提出日が初日の場合は当月)からの変更を行います。

## ● 教育・保育給付認定について

保育所を利用の際、入所の決定とは別に保護者の就労状況などをもとに、利用のための認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。教育・保育認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、以下のとおり1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分が設けられ、認定された区分に応じて施設などの保育時間・利用先などが決まります。(玉城町立保育所では2号認定・3号認定のみとなります。)

認定区分	対象年齢	保育の必要性	保育必要量と保育時間	利用できる施設
1号認定	3歳児以上	なし	教育標準時間 9:00~14:00	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳児以上	あり	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30	保育所 認定こども園
3号認定	0~2歳児	あり	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30	保育所 認定こども園

※「保育標準時間」とは、両親がフルタイムで就労している場合を想定した利用時間です。

「保育短時間」とは、両親またはいずれかがパートタイムで就労している場合を想定した利用時間です。

※各保育所で2号・3号認定の延長保育(18:30~19:00)を実施しています。

※保育時間は、別紙2の「保育利用時間について」をご覧ください。



## ● 申込方法

「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請(兼現況届)兼教育・保育施設等利用申込書」に必要事項を記入し、申請事由に応じて必要な下記の書類のいずれかを添付のうえ、各保育所に直接提出してください。

申込の際、申込書に保護者(父と母または家計の主宰者)と入所を希望する児童のマイナンバーの記入と申込者の本人確認を行いますので、記入者全員のマイナンバーカード(またはマイナンバー通知カード)と申込者の本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

事 由	必要書類
就  労	就労証明書(勤務先の照会を受けてください。新規申し込みで、育児休業明けの方は、育児休業復帰予定日の記載が必要です。) ※自営業の場合は前年度の税申告書の写し等、事業を確認できる書類 ※パートタイムの場合の労働時間は週20時間以上若しくは月64時間以上である ことを確認してください。
出産前後	申立書(出産・介護の場合)と母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)
疾病・障がい	申立書(出産・介護の場合)と医師の診断書・意見書または障がい者手帳の写し等
同居親族等の介護・看護	申立書(出産・介護の場合)と医師の診断書・意見書または介護保険証、障がい者手帳の写し等
災害復旧	災害を証明する書類または罹災証明書等
就学・訓練学校	在学証明書または合格通知(就学前の場合に限る)の写し
求職活動	求職中申立書(誓約書)とハローワークの登録証の写し等

※就労証明書は、父母のそれぞれについて必要です。

※新規申込の方で、求職活動中の場合の必要書類「求職中申立書(誓約書)」は、後日提出を求めます。

※住民税を申告されていない場合は、税額が未決定のため保育料が算定できませんので、住民税の申告を必ず行ってください。(所得がない場合も必ず申告を行ってください。)

※令和6年度の「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請(兼現況届)兼教育・保育施設等利用申込書」、「就労証明書」、「児童状況確認シート」、「申立書(出産・介護の場合)」は、令和5年8月28日頃に玉城町ホームページに掲載します。

## ● 入所の決定

申し込み多数の場合、保育の必要性および一人親家庭や希望施設にすでに兄弟姉妹が入所しているなどを総合的に判断し、入所を決定します。

令和5年10月上旬から入所予定者について入所受付(面接)を行い、令和5年12月下旬～令和6年1月上旬に入所決定者に通知いたします。

入所決定通知が届かない方につきましては待機の扱いになり、入所のキャンセル等があった場合のみご連絡いたします。連絡が不要な場合はご連絡ください。

● 令和6年度入所申込みスケジュール

<p>①利用申込書の配布: 令和5年8月28日(月)～</p> <p>【配布場所】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・玉城町役場保健福祉課…配布時間: 8時30分～17時15分(土曜日、日曜日、祝日は除く)</li><li>・保健福祉会館地域共生室…配布時間: 8時30分～17時15分(土曜日、日曜日、祝日は除く)</li><li>・各保育所…配布時間: 9時00分～16時00分(土曜日、日曜日、祝日は除く)</li></ul> <p>※利用申込書は玉城町ホームページからダウンロードもできます。</p>
<p>②利用申込書受付(面接)期間: 令和5年10月4日(水)～令和5年10月6日(金)</p> <p>【受付場所】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各保育所…受付時間: 8時30分～18時00分(土曜日、日曜日、祝日は除く)</li></ul> <p>※お子さんとご一緒にお越しください。</p>
<p>③入所審査: 令和5年10月下旬～令和5年12月上旬</p> <p>※保育が必要であることを確認するために、家庭訪問、職場への電話などで確認させていただく場合があります。</p>
<p>④入所決定: 令和5年12月下旬～令和6年1月上旬</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入所決定者に、「入所承諾書」をお届けします。</li></ul> <p>※決定までのお問い合わせについては、お応えできませんのでご了承ください。</p>
<p>⑤入所説明会: 令和6年1月中旬 ※状況により開催方法・内容は変更になる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入所決定者を対象に、各保育所で「入所説明会」を実施します。</li><li>・入所承諾書に記載の必要書類を忘れずにご持参ください。</li></ul>
<p>⑦入所: 令和6年4月以降</p>

※育児休業復帰等による年度途中の入園を希望される方も、今回の受付期間にお申し込みください。

※申込受付期間を過ぎてから(10月7日以降)も申し込みは可能ですが、期間中に申し込まれた方が優先となります。



## 保育料について

## ●保育所(2号、3号認定保護者のみなさま)

町立保育所保育料(特定地域型保育事業-2、3号保育認定保護者)						
各月初日の支給認定保護者等の属する世帯の階層区分		月額				
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間		
		3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	
1	被保護世帯等	0円	0円	0円	0円	
2	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料等の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	6,000円(11時間保育) 5,500円(10時間半保育) 5,000円(10時間保育) 4,500円(9時間半保育) 4,000円(9時間保育) 3,500円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	3,000円	0円
3	市町村民税所得割額24,300円未満	12,000円(11時間保育) 11,000円(10時間半保育) 10,000円(10時間保育) 9,000円(9時間半保育) 8,000円(9時間保育) 7,000円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	6,000円	0円	
4	市町村民税所得割額48,600円未満	17,000円(11時間保育) 16,000円(10時間半保育) 15,000円(10時間保育) 14,000円(9時間半保育) 13,000円(9時間保育) 12,000円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	11,000円	0円	
5	市町村民税所得割額72,800円未満	22,000円(11時間保育) 21,000円(10時間半保育) 20,000円(10時間保育) 19,000円(9時間半保育) 18,000円(9時間保育) 17,000円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	16,000円	0円	
6	市町村民税所得割額97,000円未満	26,000円(11時間保育) 25,000円(10時間半保育) 24,000円(10時間保育) 23,000円(9時間半保育) 22,000円(9時間保育) 21,000円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	20,000円	0円	
7	市町村民税所得割額133,000円未満	35,000円(11時間保育) 34,000円(10時間半保育) 33,000円(10時間保育) 32,000円(9時間半保育) 31,000円(9時間保育) 30,000円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	29,000円	0円	
8	市町村民税所得割額169,000円未満	44,000円(11時間保育) 43,000円(10時間半保育) 42,000円(10時間保育) 41,000円(9時間半保育) 40,000円(9時間保育) 39,000円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	38,000円	0円	

各月初日の支給認定保護者等の属する世帯の階層区分			月額			
階層区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
9	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料等の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割額 301,000円未満	46,000円(11時間保育)	0円	40,000円	0円
			45,000円(10時間半保育)	0円		
			44,000円(10時間保育)	0円		
			43,000円(9時間半保育)	0円		
			42,000円(9時間保育)	0円		
			41,000円(8時間半保育)	0円		
10	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料等の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割額 397,000円未満	47,000円(11時間保育)	0円	41,000円	0円
			46,000円(10時間半保育)	0円		
			45,000円(10時間保育)	0円		
			44,000円(9時間半保育)	0円		
			43,000円(9時間保育)	0円		
			42,000円(8時間半保育)	0円		
11	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料等の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割額 397,000円以上	48,000円(11時間保育)	0円	42,000円	0円
			47,000円(10時間半保育)	0円		
			46,000円(10時間保育)	0円		
			45,000円(9時間半保育)	0円		
			44,000円(9時間保育)	0円		
			43,000円(8時間半保育)	0円		

## 備考

- この表の「3歳」とは、入所児童が入所した日の属する年度の初日における年齢をいう。
- 階層区分の認定は、第3階層から第11階層までについては地方税法第292条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額の合計額とし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
- この表において「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定を、「保育短時間」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所等し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児(以下「保育所等に入所している子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、保育所等に入所している子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、この表に定める保育料等の額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)とし、第3番目以降の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、この表の規定にかかわらず0円とする。
- 上記4の規定にかかわらず、支給認定保護者等の属する世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合、その保護者と生計を一にする子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、この表に定める保育料等の額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)とし、第3番目以降の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、この表の規定にかかわらず0円とする。また、階層区分2に属する世帯の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、その保護者と生計を一にする子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目以降は0円とする。
- ひとり親世帯等に属する入所児童のうち、支給認定保護者等の属する世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合、この表の保育料にかかわらず次の表のとおりとする。

町立保育所保育料(特定地域型保育事業－2、3号保育認定保護者)ひとり親世帯等						
各月初日の支給認定保護者等の属する世帯の階層区分			月額			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間		
		3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	
1a	被保護世帯等	0円	0円	0円	0円	
2a	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
3a	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料等の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯のうちひとり親世帯等	市町村民税所得割額 24,300円未満	4,500円(11時間保育) 4,300円(10時間半保育) 4,100円(10時間保育) 3,900円(9時間半保育) 3,700円(9時間保育) 3,500円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	3,300円	0円
		市町村民税所得割額 48,600円未満	6,000円(11時間保育) 5,800円(10時間半保育) 5,600円(10時間保育) 5,400円(9時間半保育) 5,200円(9時間保育) 5,000円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	4,800円	0円
		市町村民税所得割額 72,800円未満	7,500円(11時間保育) 7,250円(10時間半保育) 7,000円(10時間保育) 6,750円(9時間半保育) 6,500円(9時間保育) 6,250円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	6,000円	0円
		市町村民税所得割額 77,101円未満	9,000円(11時間保育) 8,750円(10時間半保育) 8,500円(10時間保育) 8,250円(9時間半保育) 8,000円(9時間保育) 7,750円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	7,500円	0円
		市町村民税所得割額 77,101円未満	9,000円(11時間保育) 8,750円(10時間半保育) 8,500円(10時間保育) 8,250円(9時間半保育) 8,000円(9時間保育) 7,750円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	7,500円	0円

《備考》

- この表の「3歳」とは、入所児童が入所した日の属する年度の初日における年齢をいう。
- 階層区分の認定は、第3a階層から第6a階層までについては地方税法第292条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額の合計額とし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
- この表において「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定を、「保育短時間」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。
- 支給認定保護者等と生計を一にする子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目以降の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、この表の規定にかかわらず0円とする。



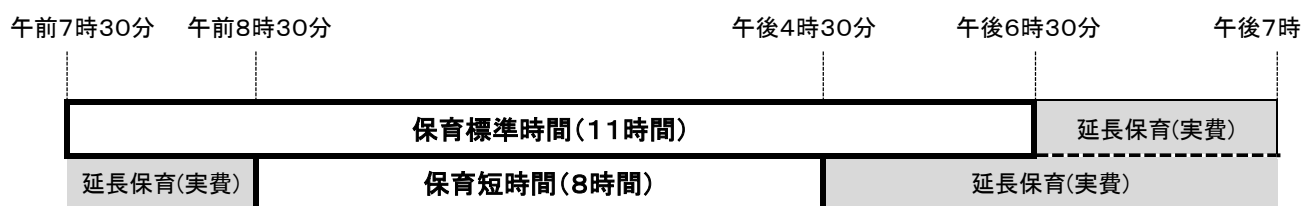
## 保育利用時間について

### ●1号認定の場合



※保育の必要性の認定を受けた場合、預かり保育も無償化の対象となります。

### ●2号認定の場合



※3号認定は、町民税非課税世帯が無償化対象になります。

- ・教育標準時間認定(1日あたり教育時間4時間)・・・満3歳以上で保育の必要性のない子ども
- ・保育標準時間認定(1あたり最長11時間)・・・3歳以上(4月1日現在)で保育の必要性のある子ども  
(主にフルタイム就労を想定した利用時間)
- ・保育短時間認定(1あたり最長8時間)・・・3歳未満(4月1日現在)で保育の必要性のある子ども  
(主にパートタイム就労を想定した利用時間)